

(証券コード 3181)  
2022年5月11日

株 主 各 位

名古屋市港区川西通五丁目12番地  
**株式会社買取王国**

代表取締役社長 長谷川 和夫

## 第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染が続いている状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク等の着用・検温等のご協力をお願い申し上げます。

書面により議決権を行使する場合には、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年5月25日（水曜日）午後6時までにて到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時                | 2022年5月26日（木曜日）午前10時<br>（受付開始：午前9時30分）                     |
| 2. 場 所                | 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号<br>名古屋銀行協会 4階402号室<br>（末尾の会場案内図をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項<br>報 告 事 項 | 第23期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）<br>事業報告及び計算書類の内容報告の件         |
| 決 議 事 項               |  |
| 第1号議案                 | 定款一部変更の件   |
| 第2号議案                 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件                                 |
| 第3号議案                 | 監査等委員である取締役3名選任の件  |
| 第4号議案                 | 会計監査人選任の件  |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.okoku.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎今回は、株主総会決議通知の発送を取り止め、本総会の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただく予定であります。

(添付書類)

## 事 業 報 告

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、世界規模での新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化したことにより、業種・業態によっては壊滅的な打撃を受けております。国際情勢について、高まる地政学リスクにより、ますます不安定さが増大し、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

小売業界におきましては、新型コロナウイルス感染症により、長期間に及ぶまん延防止等重点措置などが実施され、経済活動の自粛、個人消費の減退と厳しい経営環境が続いております。このような外部環境に対応するために、当社はさまざまな取組みを進めてまいりました。

商品政策におきましては、全体の商品調達力を高める取組みをしております。店頭買取システムの見直しに注力し、効率アップを目指しております。買取専門店の出店や宅配買取・法人買取の強化などを通して、多様な調達ルートを確認してまいりました。お客様を待たせないように、買取王国業態では、買取予約システムを導入いたしました。また、品物で大学へ寄付を行える寄付事業を發展させ、寄付サイトモノドネを立ち上げ、大学のみならず、各種非営利活動団体へと間口を広めております。

店舗政策におきましては、標準化システムの構築を推進しております。買取王国業態では、見やすい・探しやすい・手に取りやすいという標準化を推進する一方、各店の魅力を伝えるために、それぞれ狭属性一番化を追求いたします。工具専門店業態では、誰でも買取・販売・マネジメントができる標準化システムを構築し、常に改善を求めています。

出退店におきましては、不採算のRE&（リアンド）長久手店、買取王国刈谷店を撤退し、工具買取王国業態を5店舗、買取専門のおたから買取王国業態を4店舗出店いたしました。詳細状況につきましては、下記の出退店状況一覧表のとおりです。

業態区分	店舗名	出店日（閉店日）	店舗所在地
RE&	長久手店（閉店）	2021年8月10日	愛知県長久手市
買取王国	刈谷店（閉店）	2022年1月16日	愛知県刈谷市
工具買取王国	豊川店	2021年3月16日	愛知県豊川市
	多治見19号店	2021年7月2日	岐阜県多治見市
	買取専門店 プロサイト各務原店	2021年7月26日	岐阜県各務原市
	京都八幡1号店	2021年7月30日	京都府八幡市
	長久手店（業態変更）	2021年9月27日	愛知県長久手市
おたから買取王国	イオンタウン本巣店	2021年6月18日	岐阜県本巣市
	イオンタウン浜岡店	2021年7月22日	静岡県御前崎市
	イオンタウン大須賀店	2021年8月27日	静岡県掛川市
	ザ・ビッグ湖西店	2022年1月13日	静岡県湖西市

（注） 工具買取王国長久手店はRE&長久手店の跡地にオープンしております。

売上高については、前年同期をわずかに上回りました。商材別の状況では、主要商材のファッションが前年同期を若干下回りましたが、ホビー・工具等が順調に推移しております。また、サブ商材のトレカ・貴金属に関して、市場が活性化したことに合わせて取組みを強化した結果、前年同期を大きく上回りました。

以上の結果、当事業年度の売上高は4,950百万円（前年同期比1.2%増）、営業利益は195百万円（前年同期比55.0%増）、経常利益は219百万円（前年同期比50.3%増）、当期純利益は122百万円（前年同期比20.0%増）となりました。

## （2）設備の状況

当事業年度におきましては、1店舗のリニューアル（買取王国高辻店）、1店舗の業態変更、8店舗の新規出店を実施いたしました。（詳細は上記の出退店状況一覧表をご参照ください。）この結果、当事業年度の設備投資総額は58百万円となりました。

## （3）資金調達の状況

当期における当社の資金調達について、特記すべき事項はありません。

#### (4) 財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 20 期 (2018年3月1日から 2019年2月28日まで)	第 21 期 (2019年3月1日から 2020年2月29日まで)	第 22 期 (2020年3月1日から 2021年2月28日まで)	第23期(当期) (2021年3月1日から 2022年2月28日まで)
売 上 高	4,739,676千円	4,893,236千円	4,893,308千円	4,950,509千円
営 業 利 益	34,081千円	108,850千円	125,896千円	195,143千円
経 常 利 益	49,866千円	123,274千円	145,695千円	219,011千円
当 期 純 利 益	12,576千円	63,445千円	102,375千円	122,806千円
1株当たり当期純利益	7円12銭	35円84銭	57円85銭	68円95銭
総 資 産	3,140,934千円	3,268,813千円	3,396,656千円	3,447,461千円
純 資 産	1,838,891千円	1,902,336千円	1,995,862千円	2,120,486千円
1株当たり純資産額	1,038円33銭	1,074円88銭	1,127円92銭	1,186円8銭

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき、算出しております。

#### (5) 対処すべき課題

今後の経済環境の見通しにつきましては、ワクチン普及による回復が期待できるものの、ロシアのウクライナ侵攻により、先行きは依然として不透明な状況が続くと予想されます。小売業界におきましては、物価上昇、人件費上昇、人手不足並びに個人消費の長期低迷など、厳しい環境が続くものと考えております。

このような環境の下、「夢ある商品とサービスを通して、喜びと心の満足を創りだしていきます。」という経営理念の下、多ルート商品調達力の推進、営業力の強化、運営体制の再構築等を通して、全体的に成果を得られるように取組んでまいります。

##### ①商品政策

店頭買取システムの見直しに引き続き注力し、効率アップを目指すとともに、買取専門店・宅配買取・法人買取を強化して多様な調達ルートを確認してまいります。多ルート商品調達力を推進すると同時に、お客様に「鮮度の高い売場」を提供するために、商品回転率を高めてまいります。

取扱商品につきましては、成長性の高い工具を始め、ファッション・ホビー・ブランドを攻めるものとして力を入れ、スマートフォン・生活用品を守り、トレーディングカード・家電を育てていきます。

## ②店舗政策

### イ. 買取王国業態

総合リユースショップ買取王国業態に関して、業務の単純化・標準化・専門化を推進してまいります。お客様が再来店したくなる売場づくりに関しては、見やすい・探しやすい・手に取りやすいという標準化を推進する一方、独自の魅力を伝えるために、狭属性一番化を追求いたします。

老朽化した店舗の外装を計画的に見直し、2店舗のリニューアルを進めてまいります。お客様が入りやすい店舗づくりを推進いたします。

### ロ. 工具専門店業態

工具専門店業態に関して、誰でも買取・販売・マネジメントができる標準化システムの構築及び人材育成に注力し、直営及びフランチャイズ形式で多店舗展開を加速していくための土台づくりをしてまいります。

2023年2月期においては、工具買取王国2店舗の出店を計画しております。

## ③その他新業態

会社が永續していくために、時流に合わせて変化することが必須だと考えております。

当社は、時流の変化に合わせて、寄付事業、おたから買取王国及び新宅配買取事業を立ち上げております。SDGsに関する活動に大きな役割をもつ寄付事業では、提携先を広げ、日本の寄付活動の文化を根付かせて社会貢献を図ってまいります。おたから買取王国事業では、遠隔査定手法を確立し、更なる展開をしてまいります。新宅配買取事業では、計画的なウェブサイト制作及び新手法の広告をセットで活かし、インターネットを介してより広い範囲のお客様のニーズを満たし、より多くのお客様の喜びと満足を創り出してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容 (2022年2月28日現在)

当社は、総合リユース小売業として、買取王国、マイシュウサガール、工具買取王国、おたから買取王国及びその他業態を運営しております。

(7) 主要な営業所 (2022年2月28日現在)

- ① 本社 愛知県名古屋市中港区川西通五丁目12番地  
② 店舗

業 態	店 舗 名
総合リユースショップ 買取王国 (直営店23店舗、 F C 1店舗)	愛知県 : 一宮店、港店、小牧店、高辻店、藤が丘店、緑店、春日井店、植田店、高畑店、守山大森店、豊橋牛川店、豊田インター店、豊橋神ノ輪店、半田インター店、岡崎南店、岡崎大樹寺店、豊山店、甚目寺店
	岐阜県 : 可児店、岐阜河渡店、大垣店、岐阜長良店、F C 多治見店
	大阪府 : 枚方国道1号店
マイシュウサガール (直営2店舗)	愛知県 : 一宮店、豊田店
工具買取王国 (直営16店舗 (うち2 店舗買取専門店)、F C 2店舗)	愛知県 : 西春店、蟹江店、春日井19号店、岡崎大樹寺店、豊川店、長久手店
	岐阜県 : 大垣258号店、多治見店、F C 西岐阜店、買取専門店プロサイト各務原店
	三重県 : 桑名店、鈴鹿白子23号店、買取専門店プロサイト鈴鹿磯山店
	大阪府 : 四條畷店、堺浜寺26号店、F C 津守店
	京都府 : 京都久世171号店、京都八幡1号店
おたから買取王国 (直営4店舗)	岐阜県 : イオンタウン本巣店
	静岡県 : イオンタウン浜岡店、イオンタウン大須賀店、ザ・ビッグ湖西店
R e c o (直営1店舗)	愛知県 : 黒川北店
WHY NOT (直営2店舗)	愛知県 : 栄店、緑店

## (8) 従業員の状況 (2022年2月28日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
125名(270名)	6名減(16名減)	36歳6ヵ月	7年8ヵ月

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。  
2. 従業員数(外書)は、臨時従業員の平均年間雇用人員(1日8時間換算)であります。

## (9) 主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

借入先	借入金残高
株式会社商工組合中央金庫	191,200千円
株式会社百五銀行	146,656千円
株式会社名古屋銀行	113,316千円

## 2. 株式の状況 (2022年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 5,940,000株  
(2) 発行済株式の総数 1,788,200株  
(3) 株主数 1,071名  
(4) 大株主(上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
有限会社カルチャービジネス	524,000株	29.30%
長谷川和夫	191,700株	10.72%
長谷川太一	106,817株	5.97%
野村證券株式会社	90,957株	5.08%
日本証券金融株式会社	66,900株	3.74%
水元公仁	50,000株	2.79%
買取王国社員持株会	38,610株	2.15%
壬生順三	31,400株	1.75%
マネックス証券株式会社	31,131株	1.74%
むさし証券株式会社	28,300株	1.58%

- (注) 持株比率は、自己株式(400株)を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付された株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(監査等委員を除く)	3,100株	4名

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員 の 状況

##### (1) 取締役に関する事項 (2022年2月28日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長 谷 川 和 夫	
取 締 役	壬 生 順 三	管理本部長
取 締 役	長 谷 川 太 一	工具事業部長
取 締 役	嶋 本 匡 能	営業本部長
取 締 役 (監査等委員)	松 岡 保 富	
取 締 役 (監査等委員)	深 谷 雅 俊	深谷会計事務所所長、KeePer技研株式会社社外取締役、株式会社動力社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	西 川 幸 孝	株式会社ビジネスリンク代表取締役、本多プラス株式会社社外取締役、株式会社物語コーポレーション社外取締役

- (注) 1. 取締役深谷雅俊氏及び取締役西川幸孝氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 監査等委員深谷雅俊氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役両氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の取締役（監査等委員）は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

##### (3) 取締役の報酬等

当社の役員報酬は、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成されています。

###### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、「役員報酬規程」を決議しました。

また、「役員報酬規程」の定めに基づいて、監査等委員会が代表取締役社長が決定した取締役報酬基準案を諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容に従って決定しなければならないことから、取締役会は、取締役の報酬等の内容は「役員報酬規程」の定めた方針に沿うものであると判断しております。

(取締役（監査等委員である取締役除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針)

###### ・基本方針

役員報酬は、企業価値の継続的な向上を目指し、業績や株主価値との連動性を高め、透明性の高い報酬制度とすることを基本方針としております。

・取締役の報酬の総額に関する決定方針

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は基本報酬（年俸）及び譲渡制限付株式報酬により構成し、それぞれ株主総会において決議した総枠以内に決定するものとしております。

基本報酬（年俸）の額と譲渡制限付株式報酬の額の割合の決定に関しては、現時点のおおよその目安は、基本報酬：譲渡制限付株式報酬＝95：5にしております。

・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の基本報酬（年俸）額の決定については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、各役員役位・職責及び前事業年度の会社業績等を勘案して役員各人別の報酬額を評価配分します。

配分内容に関しては、2021年2月15日施行の役員報酬規程の定めに基づいて、監査等委員会が諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。

譲渡制限付株式報酬は、各事業年度株主総会後一か月以内の取締役会において、株主総会において決議した事項に基づいて、前事業年度の会社業績等を勘案して決定します。ただし、検討の必須条件としては前事業年度の経常利益昨対が100%以上であることとしております。取締役の個人別の報酬額決定に関しては、取締役の個人別の基本報酬額の決定手続きに準ずることとしております。

②監査等委員である取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の報酬等については、基本報酬のみで構成しております。株主総会で決議された報酬額の範囲内で、常勤、非常勤の別、監査業務等を勘案し、監査等委員会における協議を経て決定しております。

③取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬等の限度額は、2016年5月27日開催の定時株主総会において、年額 120百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年5月25日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）を対象として、譲渡制限付株式報酬を年額 5百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名です。

監査等委員である取締役の報酬等の限度額は、2016年5月27日開催の定時株主総会において、年額 30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役の基本報酬及び譲渡制限付株式報酬等の額の決定に関しては、取締役会の決議にて、代表取締役社長 長谷川和夫氏に一任しております。代表取締役社長は、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、「役員報酬規程」に基づき、各役員の役位・職責及び前事業年度の会社業績等を勘案して決定いたします。

委任の理由は、会社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績成果を判断するには、代表取締役社長が適していると判断したためです。

なお、取締役の個人別の報酬等の決定内容について、監査等委員会が諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。

⑤当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区 分	人 数 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)	
			基本報酬	譲渡制限付 株式報酬
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役分）	4 (一)	51,590 (一)	51,000 (一)	590 (一)
取 締 役（監査等委員） （うち社外取締役分）	3 (2)	5,400 (2,400)	5,400 (2,400)	—
合 計 （うち社外役員分）	7 (2)	56,990 (2,400)	56,400 (2,400)	590 (一)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額590千円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社との当該他の法人等との関係

取締役深谷雅俊氏は、深谷会計事務所の所長であります。なお、当社と深谷会計事務所との間には特別の関係はありません。

取締役西川幸孝氏は、株式会社ビジネスリンクの代表取締役であります。当社は、株式会社ビジネスリンクとの間で人事労務顧問契約を締結しております。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役深谷雅俊氏は、KeePer技研株式会社の社外取締役及び株式会社動力の社外監査役であります。なお、当社とKeePer技研株式会社及び株式会社動力との間には特別の関係はありません。

取締役西川幸孝氏は、本多プラス株式会社及び株式会社物語コーポレーションの社外取締役であります。なお、当社と本多プラス株式会社及び株式会社物語コーポレーションとの間には特別の関係はありません。

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役 (監査等委員)	深谷雅俊	当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会のすべてに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、特に会計・税務に関して、また監査等委員会委員として内部統制システムの構築についても助言・提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	西川幸孝	当事業年度20回開催の取締役会に19回、13回開催の監査等委員会に12回出席し、企業経営者として、かつ経営コンサルタントとして豊富な経験と幅広い見識から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,480千円
会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	18,480千円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は監査法人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項及び第3項の規定に従い、次のとおり「内部統制の基本方針」を定め、業務の有効性と効率性を確保し、関連法規を遵守しております。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は取締役会規程に則り、月1回定例開催し、取締役間の意思疎通を図る。
- ② コンプライアンス規程に則り、コンプライアンス委員会を設置し、月1回定例開催する。
- ③ 内部監査室を設置し、独立した専門部署として業務を行う。
- ④ 内部監査室は監査等委員、その他の部門と連携しながら職務を行い、業務の適法性・妥当性等を監査する。
- ⑤ 内部通報制度として、社内ヘルプホットラインを設置するなどして、情報収集に努める。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に関する文書は、文書管理規程に基づき記録・保管・管理する。
- ② 会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報について「インサイダー取引防止規程」等の規程類を整備し、関係する取締役及び従業員がこれを遵守することにより安全管理を行う。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク一覧表を作成し、管理本部長の下、全社の取り組みとする。
- ② 内部監査室の監査により、当社内のリスクの早期発見、解決を図る。
- ③ 顧客等の個人情報については個人情報管理規程を整備し、関係する取締役及び従業員がこれを遵守することにより安全管理を行う。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務権限規程に取締役の職務・責任を定める。
- ② 取締役会は取締役会規程に則り月1回定例開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、遅滞なく執行決定が行われる体制を構築する。

### (5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下「補助者」という。）についての具体的な内容は監査等委員会と相談し、その意見を充分考慮して検討する。
- ② 補助者の任命・異動については監査等委員会の同意を必要とする。
- ③ 補助者は当社の業務執行にかかる役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。

(6) 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員は、取締役会のほか出店検討委員会その他重要な会議に出席することにより、取締役等からその職務の執行状況を聴取するものとし、関係資料については常時閲覧することができる。
- ② 監査等委員会は、会計監査人との連絡会および内部監査室との連絡会で連絡をとり、不備の報告等を受け、その改善を行うことで業務の適正化を進める。
- ③ 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）および従業員、子会社の役員および従業員ならびに子会社の役員および従業員から報告を受けた者（以下「当社グループの役職員」という。）は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ④ 当社グループの役職員は以下の重要情報について、発生の都度、速やかに監査等委員会に報告を行う。
  - ア. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
  - イ. 会社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事実
  - ウ. 当社グループの役職員が法令もしくは定款に違反する行為をしたとき、またはこれらの行為をするおそれがあると考えられるときはその旨
- ⑤ 当社は内部通報規程において、当社グループの役職員が当社の監査等委員会に対して直接通報を行うことができることを定める。

(7) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、監査等委員会と代表取締役が定期的に意見を交換する体制を整える。
- ② 監査等委員会は、会計監査人との連絡会および内部監査室との連絡会で連絡をとることで、監査等委員会の監査業務を効率的に進める。

(8) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、監査等委員会を設置し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定ならびに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は20回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適法性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役がそのすべてに出席いたしました。その他、監査等委員会は13回、コンプライアンス委員会は12回開催いたしました。
- ② 監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施いたしました。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元は、経営の最重要課題と認識しておりますが、事業の安定的成長とより磐石な収益基盤の構築は当社の最優先課題であり、内部留保の充実による企業体質強化にも意を用いる必要があると考えております。

当社では、会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当につきましては、業績及び財務体質の強化などを総合的に勘案し、一株当たり7円とさせていただきます。

内部留保金につきましては、新規出店、買取仕入れの強化、既存店のリニューアル及び人材育成を図るため、経営基盤の整備・拡充等に有効に活用し、競争力及び収益力の向上を図ってまいります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>2,197,786</b>	<b>流動負債</b>	<b>608,477</b>
現金及び預金	909,323	買掛金	6,848
売掛金	115,183	1年内返済予定の長期借入金	327,323
商品	1,076,697	未払金	78,673
前払費用	77,122	未払費用	101,582
未収法人税等	11,947	未払法人税等	38,267
その他	7,511	未払消費税等	3,572
<b>固定資産</b>	<b>1,249,675</b>	預り金	4,472
<b>有形固定資産</b>	<b>565,277</b>	賞与引当金	17,032
建物	162,596	ポイント引当金	16,991
構築物	28,366	その他	13,713
車両運搬具	213	<b>固定負債</b>	<b>718,497</b>
工具、器具及び備品	32,276	長期借入金	596,277
土地	341,824	退職給付引当金	38,800
<b>無形固定資産</b>	<b>32,484</b>	資産除去債務	76,870
ソフトウェア	32,155	その他	6,550
その他	328	<b>負債合計</b>	<b>1,326,974</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>651,913</b>	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	250,000	<b>株主資本</b>	<b>2,120,486</b>
関係会社株式	22,000	資本金	30,000
出資金	21	資本剰余金	585,174
長期前払費用	21,365	資本準備金	272,587
繰延税金資産	37,872	その他資本剰余金	312,587
差入保証金	249,769	<b>利益剰余金</b>	<b>1,505,311</b>
保険積立金	70,884	その他利益剰余金	1,505,311
		繰越利益剰余金	1,505,311
<b>資産合計</b>	<b>3,447,461</b>	<b>純資産合計</b>	<b>2,120,486</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>3,447,461</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(自 2021年3月1日  
至 2022年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,950,509
売 上 原 価		2,215,469
売 上 総 利 益		2,735,039
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,539,895
営 業 利 益		195,143
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,322	
受 取 手 数 料	11,544	
設 備 賃 貸 収 入	18,120	
そ の 他	8,399	42,386
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,227	
設 備 賃 貸 原 価	14,756	
そ の 他	1,533	18,518
経 常 利 益		219,011
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,910	
減 損 損 失	17,019	
店 舗 閉 鎖 損 失	3,000	
違 約 金	3,000	25,929
税 引 前 当 期 純 利 益		193,081
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		70,446
法 人 税 等 調 整 額		△171
当 期 純 利 益		122,806

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2021年3月1日)  
(至 2022年2月28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本 準備金	その他資 本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	336,370	266,370	—	266,370	1,393,121	1,393,121	1,995,862	1,995,862
事業年度中の変動額								
新株の発行 (譲渡制限付株式発行)	6,217	6,217		6,217			12,434	12,434
剰余金の配当					△10,617	△10,617	△10,617	△10,617
資本金からその他 資本剰余金への振替	△312,587		312,587	312,587			—	—
当期純利益					122,806	122,806	122,806	122,806
事業年度中の変動額合計	△306,370	6,217	312,587	318,804	112,189	112,189	124,623	124,623
当期末残高	30,000	272,587	312,587	585,174	1,505,311	1,505,311	2,120,486	2,120,486

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

子会社株式

総平均法による原価法によっております。

##### ② 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～20年
構築物	3～20年
工具、器具及び備品	2～20年

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ 長期前払費用

定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしておりますが、残高はありません。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期負担分を計上しております。

##### ③ ポイント引当金

顧客に付与したポイントの将来の使用に備えるため、過去の使用実績に基づき、将来使用されると見込まれる金額を計上しております。

##### ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、従業員の当事業年度末における自己都合要支給額を計上しております。

- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

商品の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品 1,076,697千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

リユース小売業においては、時代環境変化により、幅広い分野の商品が流通しております。当社は多種多様な商品を取り扱っており、特定の商品に依存しない安定した営業体制を構築してまいりました。しかしながら、一部商品は、流行による陳腐化や牽引役となる人気商品の有無により価値が急激に変動する場合があります。商品の評価については、商品の特性を踏まえて、一定の評価基準に基づいた簿価の切下げ額の見積り計上をしております。

単品管理の商品の評価基準については、以下2つの観点から設定しております。

- ・事業年度末における商品の正味売却価額が取得原価を下回った場合には、正味売却価額をもって貸借対照表価額とします。
- ・営業循環過程から外れた滞留商品については、定期的に簿価を切り下げる方法によっております。

今後の不確実な経済情勢等の変動やリユース事業をとりまく環境の悪化等により、保有商品の市場価額が著しく下落した場合、簿価切下げ処理がさらに必要になり、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

## 4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 743,688千円

## 5. 損益計算書に関する注記

### (1) 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

#### ① 減損損失を認識した資産グループの概要

用 途	種 類	場 所
店舗設備	建物等	愛知県名古屋市他
事業用資産	ソフトウェア	愛知県名古屋市他

#### ② 減損損失の認識に至った経緯

収益性が著しく低下した店舗について、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

事業用資産については、今後の使用見込みがなくなったため、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

#### ③ 主な固定資産の種類ごとの減損損失の金額

建物	9,346千円
構築物	350
工具、器具及び備品	3,322
ソフトウェア	4,000
計	17,019

#### ④ 資産のグルーピングの方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基礎としてグルーピングをしております。

#### ⑤ 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより、ゼロとして評価しております。

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式（株）	1,771,800	19,100	2,700	1,788,200

(注) 増加は譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加であります。  
減少は自己株式の消却による減少であります。

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式（株）	2,300	800	2,700	400

(注) 増加は譲渡制限付株式報酬の権利失効により無償取得した株式であります。  
減少は自己株式の消却による減少であります。

### (3) 配当に関する事項

#### ①配当金の支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年 4月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	10,617	6	2021年 2月28日	2021年 5月26日

#### ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年 4月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	12,514	7	2022年 2月28日	2022年 5月27日

## 7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	575千円
賞与引当金	5,864千円
ポイント引当金	5,850千円
退職給付引当金	13,359千円
減損損失	7,682千円
商品評価損	6,000千円
資産除去債務	26,468千円
その他	9,970千円
繰延税金資産小計	75,773千円
評価性引当額	△29,657千円
繰延税金資産合計	46,115千円

繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	8,242千円
繰延税金負債合計	8,242千円
繰延税金資産純額	37,872千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	34.43%
(調整)	
住民税均等割等	3.43%
評価性引当額の増減による影響	1.38%
税率変更による影響	△2.44%
その他	△0.40%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.40%

(3) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は、2021年12月20日付で資本金を30,000千円に減資したことにより、法人事業税の外形標準課税が不適用となりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を30.60%から34.43%に変更しております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は4,716千円増加し、法人税等調整額が同額増加しております。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組み方針

当社は、資金運用について短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行っておりません。また、資金調達必要性が生じた場合は、銀行借入で対応する方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社の経理規程に従い、取引先ごとに残高管理を行っております。

投資有価証券は満期保有目的の債券であり、発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に発行体の財務状況を把握しております。

営業債務である買掛金については、原則1ヵ月以内の支払期日であります。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金収支計画を作成・更新するとともに、複数の金融機関との間で当座貸越契約を締結し、流動性リスクを管理しております。

借入金は、運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。借入金は、金利変動リスク及び流動性リスクに晒されております。また、流動性リスクについては、月次に資金収支計画を作成・更新するとともに、複数の金融機関との間で当座貸越契約を締結し、流動性リスクを管理しております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	909,323	909,323	—
(2) 売掛金	115,183	115,183	—
(3) 投資有価証券 満期保有目的の債券	250,000	252,531	2,531
資産計	1,274,507	1,277,038	2,531
(4) 買掛金	6,848	6,848	—
(5) 未払金	78,673	78,673	—
(6) 長期借入金	923,600	921,427	△2,172
負債計	1,009,121	1,006,948	△2,172

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

満期保有目的の債券の時価については取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(4) 買掛金、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	22,000
差入保証金	249,769

関係会社株式については、市場価格がなく、また、差入保証金については、返還期限の見積りが困難なため、これらは時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象には含めておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,186円08銭
(2) 1株当たり当期純利益	68円95銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上されているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.00%～1.35%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	73,668千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	5,055千円
時の経過による調整額	41千円
資産除去債務の履行による減少額	1,893千円
期末残高	76,870千円

独立監査人の監査報告書

2022年4月14日

株式会社買取王国  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
名古屋事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 賢次  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 山田 昌紀  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社買取王国の2021年3月1日から2022年2月28日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月21日

株式会社買取王国 監査等委員会

監査等委員 松岡保富 ㊟

監査等委員 深谷雅俊 ㊟

監査等委員 西川幸孝 ㊟

(注) 監査等委員深谷雅俊及び西川幸孝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	< 削 除 >



## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	はせがわ かずお 長谷川 和夫 (1951年12月17日生) 再任	1974年4月 東芝EMI株式会社入社 2003年1月 当社代表取締役社長 2004年5月 当社代表取締役会長 2008年5月 当社代表取締役社長（現任）	191,700株
2	みぶ じゅんぞう 壬生 順三 (1959年10月20日生) 再任	1982年4月 ぶんらく書店入社 1999年10月 株式会社マルス（現当社）代表取締役 2003年1月 当社取締役 2020年4月 当社取締役管理本部長（現任）	31,400株
3	はせがわ たいち 長谷川 太一 (1985年11月28日生) 再任	2009年4月 株式会社ボクデン入社 2012年4月 当社入社 2014年5月 当社取締役社長室長 2020年4月 当社取締役工具事業部長（現任）	106,817株
4	しまもと ただよし 嶋本 匡能 (1977年4月13日生) 再任	1997年10月 株式会社KUROKAWA入社 2008年10月 当社入社 2019年3月 当社営業本部長 2021年5月 当社取締役営業本部長（現任）	9,400株

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員3名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	まつおか やすとみ 松岡 保富 (1952年1月7日生) 再任	1972年4月 共和商事入社 1979年3月 同社退社、レコード小売店 (レコードショップ335) 設立 1987年2月 同レコード小売店廃業 1987年3月 共和商事株式会社入社 1999年10月 株式会社マルス (現当社) 監査役就任 2016年5月 当社取締役監査等委員就任 (現任)	20,000株
2	ふかや まさとし 深谷 雅俊 (1974年8月19日生) 再任	1998年10月 監査法人伊東会計事務所入所 2002年4月 公認会計士登録 2007年8月 あずさ監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所 2008年8月 深谷会計事務所開設 2009年1月 当社監査役就任 2014年5月 株式会社スズキ太陽技術 (現 株式会社動力) 社外監査役就任 (現任) 2016年5月 当社取締役監査等委員就任 (現任) 2021年9月 KeePer技研株式会社社外取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) 深谷会計事務所 所長 株式会社動力 社外監査役 KeePer技研株式会社 社外取締役	一株
3	にしかわ ゆきたか 西川 幸孝 (1956年5月19日生) 再任	1982年4月 豊橋商工会議所入職 1992年4月 中小企業診断士登録 2005年3月 株式会社ビジネスリンク設立 代表取締役就任 (現任) 2006年12月 社会保険労務士登録 2009年8月 本多プラス株式会社 社外取締役就任 (現任) 2016年5月 当社取締役監査等委員就任 (現任) 2017年9月 株式会社物語コーポレーション 社外取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ビジネスリンク 代表取締役 本多プラス株式会社 社外取締役 株式会社物語コーポレーション 社外取締役	一株

- (注) 1. 当社は、西川幸孝氏が代表取締役を務める株式会社ビジネスリンクとの間で、人事労務顧問契約を締結しております。当事業年度における報酬額は、当社売上高の1%未満であります。その他の候補者との間には特別の利害関係はありません。
2. 深谷雅俊氏、西川幸孝氏は、当社の社外取締役(監査等委員)としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合は引き続き独立役員とする予定であります。
3. 深谷雅俊氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割：同氏は公認会計士としての企業会計に関する豊富な経験と見識を有しており、当社の経営全般への監視・助言、またはガバナンス体制の強化を期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断いたしました。
4. 西川幸孝氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割：同氏は、自ら代表取締役として株式会社ビジネスリンクの経営に関与しておられ、また同氏の中小企業診断士、社会保険労務士及びコンサルタントとしての企業経営や人事労務に関する経験と見識が豊富であり、当社の経営全般への監視・助言、またはガバナンス体制の強化を期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断いたしました。
5. 当社は、松岡保富氏、深谷雅俊氏及び西川幸孝氏との間において、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第423条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、本議案が承認可決され、松岡保富氏、深谷雅俊氏及び西川幸孝氏が選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

#### 〔ご参考〕株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

取締役候補者の専門性と経験に基づき、当社が各取締役に特に期待する分野は以下のとおりであります。

なお、以下の取締役会の構成は本株主総会における第2号議案が全て原案どおり、ご承認いただいた場合を前提に作成しております。

区分	氏名	当社が期待するスキル・知見							
		企業経営	マーケティング	業界知識	IT	財務会計	法務・リスク・コンプライアンス	人材育成	サステナビリティ
取締役	長谷川和夫	○	○	○		○	○		○
	壬生順三	○				○	○	○	○
	長谷川太一	○	○	○	○			○	○
	嶋本匡能	○	○	○	○			○	○
取締役(監査等委員)	松岡保富			○			○	○	
取締役(監査等委員、社外役員)	深谷雅俊	○				○	○		
	西川幸孝	○	○				○	○	

※上記一覧表は、各氏の有するすべての専門性、経験を表すものではありません。

#### 第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。なお、監査等委員会が五十鈴監査法人を会計監査人とした理由は会計監査人として必要とされる専門能力、独立性、職業倫理、品質管理体制、監査費用等について総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名	称	五十鈴監査法人	
事	務	所	三重県津市丸之内34番5号
沿	革	1983年5月設立	
概	要	社員（公認会計士）	9名
		マネージャー（公認会計士）	1名
		職員（公認会計士）	13名
		その他	7名
		合計	30名

(2022年4月21日現在)

以 上

